



我孫子市消防団

～我が街は我々で守る～



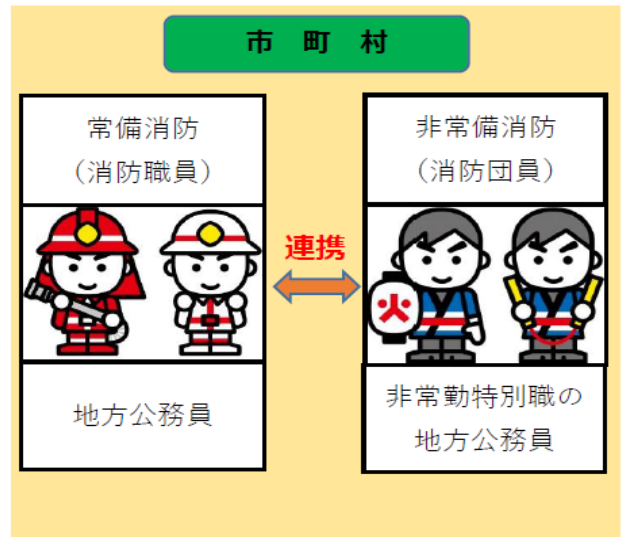
消防団について

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながら、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、消防防災活動を行っています。

消防団員と

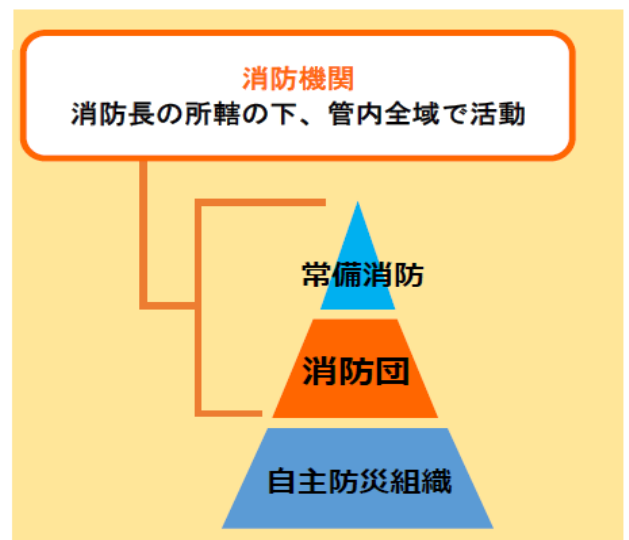
消防職員の違いは？

消防団員は、他に本業を持っており、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、消火活動等を行います。一方、消防職員は、専任の職員として、消防本部や消防署に勤務しています。



消防団員の活動について

消防団は、消防組織法に基づき、全国の市町村に設置されている消防機関です。自分の仕事と両立しながら、地域防災の担い手として、住民の安全・安心を守る重要な役割があります。



我孫子市消防団の活動について その1



消火活動

日頃から、火災現場での活動を想定した訓練（放水訓練やホースの延長訓練等）を行っています。火災発生時には、自宅や職場から現場に駆け付けます。消火活動後も、後方支援や警戒などその場に応じた活動を行います。

水防活動

大雨や台風などの風水害の際は、河川の水位の警戒、土のうづくり・土のう積みのほか、排水、浸水防止などに迅速に対応します。



我孫子市消防団の活動について その2

図上訓練・検討会



地域の特性を把握し、災害が起きた場合の検討をしたり、無線を使用した訓練等を行っています。

規律訓練



消防職団員の基本となる、機敏な行動や節度ある動作といった、基本的な訓練を行っています。

操法大会



日頃の訓練成果を発揮する大会で、我孫子市消防団は毎年とても優秀な成績を残しています！！

各種会議



消防団の活動や、運営・体制等について定期的に会議を行い、消防体制の強化に取り組んでいます。



この他にも、消防車での火災予防運動や歳末の巡回、器具の点検等を行ったり、自治会の訓練や行事にも消防団は協力しています。

消防団員募集中

災害は複雑多様化し、自然災害も多発する近年の状況でありながら、消防団員の数は全国的に減少傾向にあり、我孫子市もその例外ではありません。「自分たちの街は自分たちで守る!」「大切な人が暮らすこの街で活躍したい!」今、そんなあなたの力が必要です!!

消防団員の処遇

年額報償や災害活動または訓練に出動した際の出動手当などが支給されます。また、次のような待遇もあります。

公務災害補償

消防団活動中に負傷した場合の補償制度があります。

退職報償金

一定期間以上勤務して退団した際には、退職報償金が支給されます。

被服の貸与

消防団活動に必要な被服や装備が貸与されます。

表彰制度

職務にあたって功労、功績があった場合には、表彰されます。

入団資格

- 1 市内に居住し、勤務し、又は通学する方
- 2 年齢満18歳以上の方
- 3 心身ともに健康な方でボランティア活動に関心のある方

入団方法

我孫子市消防本部警防課にご連絡ください。



我孫子市消防本部 警防課

04-7181-7701 (直通)

04-7184-0119 (代表)